委員会提出議案第３号

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和６年１２月１９日提出

議会運営委員会委員長　　佐名　かよ子

（理由）

この案を提出するのは、令和７年６月１日に施行される刑法等の一部を改正する法律により、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大口町議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大口町条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第５２条、第５３条及び第５４条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第６章　罰則	第６章　罰則
第５２条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。	第５２条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
第５３条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	第５３条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
第５４条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	第５４条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

改　正　要　旨

1　改正の背景

第２０８回国会において成立した「刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号)」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）（以下併せて「改正法」という。)」は、令和４年６月１７日に公布された。

一部の規定を除き、令和５年１１月１０日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和５年政令第３１８号）により、令和７年6月１日から施行されることとなった。

2　改正の内容

改正法では、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することなどの内容となっています。そのため改正法の施行までに、本条例についても改める必要が生じたため、条例に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改正します。

3　施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行します。なお、この条例の施行の日前の行為の処罰については、従前の例によります。